

玄海地域における活動報告 (1)

平成27年7月2日

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付

玄海地域原子力防災協議会作業部会

【目次】

1. 玄海地域原子力防災協議会等の位置付け及び活動報告の考え方	2
[1] 玄海地域原子力防災協議会等の位置付け	
[2] 活動報告の考え方	
2. 玄海地域の概要	3
3. 主な検討状況	4
[1] 緊急事態対応体制	4
(1) 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制について	
(2) 国の対応体制について	
(3) 連絡体制の確保について	
[2] 原子力災害対策重点区域内における対応	5
(1) 住民への情報伝達について	
(2) 住民の避難について	
(3) 避難行動要支援者の避難について	
(4) 住民避難に係る渋滞対策について	
(5) 住民の避難に係る輸送手段確保について	
(6) 離島からの避難対策について	
[3] 放射線防護資機材及び物資・燃料の備蓄・供給体制	8
(1) 放射線防護資機材の備蓄体制	
(2) 物資・燃料の備蓄・供給体制	
[4] 緊急時モニタリングの実施体制	9
(1) 佐賀県、長崎県、福岡県における環境放射線モニタリング体制	
(2) 緊急時モニタリングについて	
[5] 緊急被ばく医療の実施体制	9
(1) 安定ヨウ素剤の配布について	
(2) 避難退域時検査・除染の実施場所について	
[6] 実動組織の支援体制	10
4. 今後の対応について	10

1. 玄海地域原子力防災協議会等の位置付け及び活動報告の考え方

[1] 玄海地域原子力防災協議会等の位置付け

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針による新しい枠組みに基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化に向けた取組が行われている。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や避難行動要支援者対策の具体化等を進めるに当たっては、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところである。そこで、原子力防災会議の下、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援するために、内閣府において全国13か所にワーキングチーム（以下、「WT」という。）を設置し、玄海地域については、玄海地域WTで議論を実施してきた。

その後、玄海地域WTについては、玄海地域原子力防災協議会に改称し、これまでの取組に加え、定期的な防災訓練に基づく継続的な改善の仕組み（PDCAサイクル）を導入した。

今後、地域防災計画・避難計画の具体性や実効性に資する検討については、引き続き玄海地域原子力防災協議会及び同作業部会で実施していくこととする。

[2] 活動報告の考え方

玄海地域原子力防災協議会作業部会では、「玄海地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて議論を行っているところであり、これらの活動状況について「玄海地域における活動報告（1）」としてとりまとめることとした。

本資料は、玄海地域の緊急時における避難や屋内退避等の対応について、これまでの検討事項を取りまとめたものである。

2. 玄海地域の概要

佐賀県地域防災計画、長崎県地域防災計画、福岡県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、九州電力株式会社玄海原子力発電所より概ね5km圏内を目安とするPAZ圏内、玄海発電所より概ね5～30km圏内を目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。

玄海地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は佐賀県玄海町、唐津市、UPZ圏内は佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県糸島市の7市1町にまたがる。

また、PAZ圏内人口は約8,000人、UPZ圏内は約260,000人、原子力災害重点区域内の人口は約270,000人である。

(詳細は「別紙－1」、「別紙－2」参照)



図1. 発電所周辺地図

3. 主な検討状況

[1] 緊急事態対応体制

(1) 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制について

佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力災害対策重点区域内の全ての関係市町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態では災害警戒本部を設置し、全面緊急事態では災害対策本部を設置する。

警戒事態となった場合は、関係市町の災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、P A Zにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始する。

(詳細は「別紙－3」参照)

(2) 国の対応体制について

防災基本計画で定める情報収集事態となった場合、原子力規制庁及び内閣府職員が参集し、現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始する。

警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始する。

施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故連絡会議を開催し対応する。また、内閣府特命担当副大臣(原子力防災)及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣する。

全面緊急事態となった場合、国は原子力災害対策本部及び佐賀県オフサイトセンターに原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を設置し、緊急事態応急対策について必要な協議を行う。

(詳細は「別紙－4・5」参照)

(3) 連絡体制の確保について

原子力災害対策用に整備されているT V会議回線を含む専用通信回線を使用し、専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保する。その他、中央防災無線、防災行政無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保する。

また、防護措置(屋内退避、避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に、その内容をT V会議等で迅速に情報提供する。

[2] 原子力災害対策重点区域内における対応

(1) 住民への情報伝達について

平時から、避難先や避難方法、避難ルート等の避難に必要な情報については、様々な広報の機会や訓練への参加等を通じて対象となる住民に周知している。

また、緊急時、防護措置（屋内退避、避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から伝達された内容を、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町において、テレビやラジオ等に放送要請を行うほか、防災行政無線、広報車、インターネット、緊急速報メール等のあらゆる情報通信媒体を用いて、住民等に対する情報提供を行う。

（詳細は「別紙－6」参照）

(2) 住民の避難について

緊急時における住民の避難手段として、①自家用車、②近所の方の自家用車に同乗、③集合場所からバス等の使用を基本とする。

P A Z 圏内の住民の避難先については、玄海原子力発電所から 30 km 圏外に避難先を確保し、住民の円滑な避難を図ることとしている。また自然災害等により避難経路が使用できない場合、使用可能な経路に適切に誘導する。

U P Z 圏内においては、全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、住民の屋内退避を指示する。仮に放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20 \mu \text{Sv}$ 以上となる区域を 1 日以内に特定し、当該区域の住民は、原子力災害対策本部の指示により、概ね 1 週間以内に一時移転を実施することとする。

一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、一時移転等の実施に必要な調整（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査・除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）を行った上で、U P Z 圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、関係市町村と調整して、他の避難先を確保する。確保にあたっては、県内施設の活用、「九州・山口 9 県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うといった調整を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難について

①避難行動要支援者施設の避難計画の策定状況等

P A Z 圏内には、有床医療機関は1施設、社会福祉施設は、4施設あり、全ての施設で避難計画を策定し、避難先を確保済みである。学校・保育所は7施設あり、避難計画を策定済みである。

U P Z 圏内には、医療機関は佐賀県、長崎県、福岡県を合わせて91施設（佐賀県は67施設、長崎県は22施設、福岡県は2施設）ある。社会福祉施設（グループホームを含む）は佐賀県、長崎県、福岡県を合わせて244施設（佐賀県は174施設、長崎県は66施設、福岡県は4施設）ある。佐賀県においては、避難計画のマニュアルを各施設に配布し、全施設で避難計画を策定済みである。長崎県においては、医療機関・社会福祉施設の避難計画作成マニュアルを各施設に配布し、各施設において避難計画を策定済み又は策定中である。福岡県においては、全ての施設において避難計画を策定済みである。

なお、避難行動要支援者名簿[※]については、早期に作成されるよう、必要な働きかけを行っていく。

※ 改正後の災害対策基本法（平成26年4月1日施行）において、市町村に策定が義務づけられており、法施行後できる限り速やかに名簿を作成することとされている。

②医療機関、社会福祉施設等の防護措置について

P A Z 圏内の医療機関及び社会福祉施設（5施設 212人）の全てについて、避難先を確保している。当該施設の入所者等は、受入施設の準備と、移動手段が確保された時点で避難を開始する。何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整する。

U P Z 圏内の医療機関、社会福祉施設については、国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た場合、各施設の避難計画等に基づき一時移転を実施する。

医療機関及び社会福祉施設において、避難計画を定めることとなっているが、広域的な避難が必要になった場合の避難先の調整について、施設のみで行うことは困難であることから、各県において、避難先を調整するための枠組みを整理するとともに、避難が円滑に行われるよう、防災訓練等を通じた検証や受入先施設に対する説明等を行う。

③在宅の避難行動要支援者の防護措置について

P A Z 圏内の在宅の避難行動要支援者は、原子力災害の状況に応じて、あらかじめ市町が定めた避難先に予防的に避難する。但し、避難によりかえって健康リスクが高まる者は、支援者の支援により、近傍の放射線防護対策を行った屋内退避施設へ移動する。

U P Z 圏内の在宅の避難行動要支援者は、市町等からの情報提供を受け、支援者の支援により屋内退避・一時移転等を実施する。

(詳細は「別紙－ 7」参照)

④学校・保育所等の防護措置について

学校・保育所等からの避難にあたっては、避難計画に基づき、生徒等を適切な時期に保護者へ引き渡すことを原則とし、引き渡しができない生徒等は、県又は関係市町が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。

⑤放射線防護対策施設の整備について

P A Z 圏内においては、施設敷地緊急事態には、避難行動要支援者が先行して避難を実施することになるが、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については屋内退避を行うことを基本としている。また、離島の住民は、避難が必要な状況でも、天候などのため船舶による避難が困難となる場合が考えられる。このため、これらの者が屋内退避をする施設として、以下の施設に放射線防護対策工事を実施している(平成27年3月現在、工事中の施設も含む)。今後さらに、必要な整備を進める。

(放射線防護対策工事实施避難行動要支援者等施設 (16施設))

- ・ 特別養護老人ホーム玄海園 (玄海町)
- ・ 特別養護老人ホーム宝寿荘 (唐津市)
- ・ 高島公民館 (唐津市)
- ・ 神集島公民館 (唐津市)
- ・ 小川小中学校 (唐津市)
- ・ 入野小学校向島分校 (唐津市)
- ・ 馬渡小中学校 (唐津市)
- ・ 加唐小中学校 (唐津市)
- ・ 加唐小学校松島分校 (唐津市)
- ・ 旧神集島小学校 (唐津市)
- ・ 松浦市高齢者生活福祉センター水仙苑 (松浦市)
- ・ 松浦市福島保健センター (松浦市)
- ・ 旧鷹島小学校黒島分校 (松浦市)
- ・ 度島小中学校 (平戸市)
- ・ 大島中学校 (平戸市)
- ・ 糸島市姫島福祉センターはまゆう (糸島市)

(詳細は「別紙－ 8」参照)

(4) 住民避難に係る渋滞対策について

平成26年4月に公表した避難時間推計シミュレーションの結果を踏まえ、避難経路及び避難先の見直しや、避難時の交通誘導を検討しているところである。

今後、関係市町及び警察、消防等の防災関係機関と情報を共有するとともに、平時からの住民への周知、避難計画等や防災訓練への反映を行いながら、円滑な住民避難の確保に取り組んでいく。

(5) 住民の避難に係る輸送手段確保について

住民の避難手段として、①自家用車、②近所の方の自家用車に同乗、③集合場所からバス等の使用を基本とする。

また、自然災害等により、道路啓開等が必要な場合は、佐賀県、長崎県、福岡県からの正式な手続きによる要請により、実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）による各種支援を可能な範囲で実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避を実施）する。

(6) 離島からの避難対策について

玄海地域においてはUPZ圏内に離島があることから、離島からの避難に備える必要があり、具体的な対応について、国としても佐賀県、長崎県、福岡県と連携していく。

[3] 放射線防護資機材及び物資・燃料の備蓄・供給体制

(1) 放射線防護資機材の備蓄体制

県や関係市町は、PAZ及びUPZ圏内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、関係市町、警察、消防、医療機関等に備蓄している。

(2) 物資・燃料の備蓄・供給体制

避難先において必要な食料や生活物資等については、避難元市町が搬送した備蓄物資のほか、県等の備蓄物資、さらに県や市町が協定を締結している民間事業者からの調達により確保する。

自治体において確保した物資では不足する場合の国の対応については、今後検討する。

(詳細は「別紙－9」、「別紙－10」、「別紙－11」参照)

[4] 緊急時モニタリングの実施体制

(1) 佐賀県、長崎県、福岡県における環境放射線モニタリング体制

玄海発電所の周辺区域では、半径30km圏内に35局（佐賀県：26局、長崎県：7局、福岡県：2局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。

今後、一時移転等の実施単位設定の検討を踏まえ、測定体制の充実を図る。

(2) 緊急時モニタリングについて

緊急時モニタリングは、国の統括のもと、現地に国の担当官を長とする緊急時モニタリングセンターを設置して実施することとしている。

原子力規制庁が作成した緊急時モニタリング計画作成要領を踏まえて、佐賀県、長崎県、福岡県において、平成27年中に緊急時モニタリング計画を作成予定である。内閣府、原子力規制庁及び佐賀県、長崎県、福岡県は、同計画の実効性を高めるため、緊急時モニタリングセンターの具体的な運用について定めるとともに、要員の確保、資機材の整備等を引き続き行っていく。

[5] 緊急被ばく医療の実施体制

(1) 安定ヨウ素剤の配布について

原子力災害対策指針においてはPAZ圏内の住民に対しては、服用不適切者等を除き、安定ヨウ素剤を事前配布することとしている。

玄海地域では、玄海町及び唐津市のPAZ圏内の全地区において説明会を開催し、住民に対し安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。

また、PAZ及びUPZ圏内の避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、追加の備蓄を進めている。

長崎県松浦市鷹島地区は、地域の特性に鑑み、安定ヨウ素剤の事前配布を行う予定である。

その他の地域においては、一時移転が必要となった場合、必要に応じ、対象住民に緊急配布を行う。

(2) 避難退域時検査・除染の実施場所について

避難退域時検査・除染については、UPZの境界近傍等、各県の特性を踏まえ実施する。

今後も地域の実情に応じて避難退域時検査・除染の実施場所の検討を行うこととしている。

[6] 実動組織の支援体制

実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）は、不測の事態の場合に佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの正式な手続きによる要請等により、各種支援を可能な範囲で実施する。

4. 今後の対応について

今後は、「玄海地域の緊急時対応」のとりまとめに向けた協議を継続して行うとともに、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の計画やマニュアルの改善等を行う。また、「玄海地域の緊急時対応」とりまとめ後は、玄海地域で行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議した上で、さらなる充実化を図る。

以 上